

令和6年度大分県スクールカウンセラー等配置事業により、新たに県内の公立小・中学校・義務教育学校・県立高等学校及び特別支援学校に配置するスクールカウンセラー等を下記の要領で募集します。

1 職務内容

スクールカウンセラー等は、配置された学校の校長の指揮監督の下に、次の職務を行う。

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する指導や援助
- (3) 学校のケース会議等における児童生徒のカウンセリング等に関する情報提供や指導・助言
- (4) その他、児童生徒のカウンセリング等に関し、各学校において必要と認められる事項

2 応募資格

次のいずれかに該当する者

- (1) スクールカウンセラー
 - ① 公認心理師
 - ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
 - ③ 精神科医
 - ④ 児童生徒の心理に関して高度な専門的知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
 - ⑤ 県教育委員会が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
- (2) スクールカウンセラーに準ずる者
 - ① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
 - ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
 - ③ 医師で、心理業務又は児童生徒対象の相談業務1年以上の経験を有する者
 - ④ 県教育委員会が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

3 勤務条件（予定）

- (1) 報酬
スクールカウンセラー 1時間当たり 4,350円
スクールカウンセラーに準ずる者 1時間当たり 2,640円
- (2) 手当 通勤費用の弁償
- (3) 勤務時間 1校当たり週1回 7時間 年35週を基本とする。
(8:30～17:15までの間で所属長が割り振る。)
- (4) 任用期間 発令日から令和7年3月31日までとする。
- (5) 再任用 任期満了後に勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で公募によらず再度任用される可能性がある。
- (6) 勤務地 姫島村内公立小・中学校

4 任用根拠

地方公務員法第22条の2第1項第1号（会計年度任用職員）

5 応募手続

- 提出書類 会計年度任用職員申込書（第1号様式）
公認心理師、臨床心理士及び医師は資格を証明するもの（コピー）
- 応募方法 提出書類をダウンロードして必要事項を記載の上、下記に郵送もしくは直接提出する。
- 締切日 令和6年9月13日（金）必着のこと
- あて先 〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号
大分県教育庁学校安全・安心支援課 担当 河野 TEL 097-506-5546

6 任用手続

- (1) 応募書類の提出後、県教育委員会が書類審査及び面接（9月中）を行い、採否を決定する。
- (2) スクールカウンセラー等配置事業実施要項に基づき、勤務校を決定し、通知する。